
投資環境の改善に向けた法律の改正および追加項目に関する法

2014年6月

投資を奨励する新しい一連の項目

投資契約のメカニズムと条件の見直し

1. 国からの支援項目を追加

- 企業所得税を10年間免除
- 土地税を10年間免除
- 資産税を8年間免除
- 設備稼働開始後、投資家の費用を上限30%まで補償(投資助成)

2. 契約締結後10年間は税率・手数料・諸費用を「安定化」(ただしVATと物品税を除く)

投資を奨励する新しい一連の項目

投資契約のメカニズムと条件の見直し

3. 投資計画対象設備の建設期間中および稼動開始後1年間に限り、定員外かつ労働許可不要の外国人労働者の採用を許可
4. 投資家向け「ワンストップサービス」の導入
5. 投資家に対する発注保障を支援する機能を産業・新技術省付属投資委員会に与える

これら一連の投資奨励項目は、産業イノベーション発展計画国家プログラム(GPFIR)に定める経済上の優先業種で、総額2億USD以上の投資計画が対象。

投資を奨励する新しい一連の項目

投資環境を改善するための追加項目

1. 実体経済が予想できるよう長期間にわたり(5年またはそれ以上)自然独占体のタリフ上限を設定
2. 「投資オンブズマン」を法制化し、投資家の権利と利益を守る

投資を奨励する新しい一連の項目

法案により改正・追記の対象となる法律：

1. カザフスタン共和国税法
2. カザフスタン共和国法律「投資について」
3. カザフスタン共和国法律「自然独占体および調整市場について」
4. カザフスタン共和国法律「国民の雇用について」
5. カザフスタン共和国法律「国民の移動について」
6. カザフスタン共和国法律「利権について」